

【令和6年第2回定例会 環境委員会委員長報告資料】

令和6年6月19日 環境委員長 林 敏夫

○「議案第106号 新入江崎クリーンセンター建設工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 工事に従事する労働者に関する労働環境の確保に向けた取組について

工事請負業者には、下請業者を含め、法定労働時間及び週休二日制度等の遵守について、周知徹底を図る予定である。

* 今後の物価高騰による工事契約額への影響について

単品スライド条項の運用により対応するが、適用範囲を超えた場合には工事事業者との協議により、変更契約等で対応することとなる。

* 人手不足による工期への影響について

将来的に見込まれる人手不足を踏まえ、余裕のある工期を設定したため、影響が生じる可能性は低いと考えている。

* 新入江崎クリーンセンターの市民利用について

当該施設の土地の一部をオープンスペースとして整備し、市民利用に供する予定である。なお、実施設計前であり、運営方法は未定であるが、今後、関係局との協議により検討を進めていく。

* 災害を想定した施設整備について

災害に対する備えとして、約1メートルの盛土をするとともに、発電設備等の重要機器を2階以上に設置するなど、臨海部における浸水等を想定し、整備する予定である。また、現行施設における災害対応マニュアルを踏まえ、実施設計時に改めてマニュアルを整備する予定である。

* 新入江崎クリーンセンターに設置予定の太陽光パネルの面積について

太陽光パネルについては、屋上等を活用して設置を行う予定であるが、面積については、実施設計前のため未定である。

* 施設の耐用年数に関する対応について

新たな施設については、現在の施設と同様に長寿命化工事を行いつつ、長期間の使用に耐え得る設計とする予定である。

* 災害時における汚水処理能力について

災害時には、仮設トイレ等により汚水処理の需要が高まるため、平時の2倍以上の1日約300キロリットルを処理する予定である。また災害時には、平時に3倍以上に希釈するし尿等を希釈せずに受け入れ、処理能力を向上させることとしている。

《意見》

* 工事に従事する労働者に対して、各種法定基準に基づいた労働条件が確保されるよう、市として監督してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 114 号 訴訟上の和解について」

《主な質疑・答弁等》

* 事故の発生状況について

令和 3 年 11 月 30 日午後 4 時頃のごみ収集作業中に発生した事故であり、事故を起こしたごみ収集車両には運転手及び作業員の 2 名が乗車し、作業に従事していた。

* 事故発生後の作業に関する改善点について

車両が所属する宮前生活環境事業所において再発防止委員会を立ち上げ、事故の危険予測に関する周知徹底や、学校及び公園等の子どもが飛び出す可能性が高い場所の情報共有及び道路上における視認性の支障となる構造物の撤去要請等を行った。

* 市と原告側の過失割合に関する算出方法について

過去の判例を参考に、今回の事故に関わる様々な要因を踏まえて過失割合を算出している。

《意見》

* 収集時間について、子どもの通行が多い夕方等の時間帯を避けることや、収集作業におけるルート選定時のデジタル機器の活用等によって事故防止に取り組んでほしい。

* 今後の原告側とのやり取りについては、丁寧に対応をしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決